

南城市スポーツ少年団表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、南城市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）の目的達成に貢献し、その功績が顕著で推奨に値する者の表彰について必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 表彰は次の各号に該当する個人又は団体に行う。

- (1) 永年にわたり、少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある団体を表彰する。
- (2) 永年にわたり、少年団の指導・育成に貢献し特に顕著な功績のあった指導者を表彰する。
- (3) その他、顕著な功績があるとして、少年団本部長が特に認めた者を表彰する。

(表彰者)

第3条 表彰は少年団本部長名で表彰状を授与する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は原則として、定期総会にて行う。ただし、特別の必要があるときは臨時表彰を行う。

(表彰内申)

第5条 第2条の各号に該当し、表彰に値すると認められる者があるときには、各団が内申するものとし、別紙様式により推薦書を作成し推薦することができるものとする。

2 第1項で定める他、理事会において推薦することができるものとする。

(表彰審査)

第6条 表彰を公平かつ適正に行うため、被表彰者の決定は少年団の理事会で行う。

附 則

この規程は、平成18年7月26日から施行する。

推薦団体及び推薦者選考上の留意事項

(1) 2条「表彰基準」について

- ① 第2条(1)号における永年とは当該年度の4月1日付で、継続して10年経過していることをいう。
- ② 第2条(2)号における永年とは当該年度の4月1日付で、継続して5年経過していることをいう。

※各団体及び個人は、継続して活動をおこないスポーツ活動及び結果にとらわれずその他、地域活動に積極的に参加し、他の団体の模範となる活動を行ったもの。
例)活動の一環として、地域や活動場所の清掃等を行うなどや、市の行事への参加等。

※競技成績や活動実績、競技団体の役職歴のみを選考の対象とすることなく、地域等においてスポーツ少年団の健全な活動や、子ども達の心身の発達に寄り添う活動などを行い他の団体の模範となるもの。

※当該団体のみならず、南城市スポーツ少年団の一員として企画・運営に積極的に関わるなどスポーツ少年団の発展に貢献したものを。

(2) 5条の「表彰内申」について

南城市スポーツ少年団表彰規程5条における「別紙様式」とは下記のとおりとする。(各様式は原本とデータを提出すること)

- ① 団体用 団体表彰推薦書 (様式1)
- ② 個人用 顕彰者推薦書 (様式2)

※いずれも賞状の写しや活動状況等を示す参考資料を添付すること(写真、新聞記事、要綱、プログラム等)

(3) その他

- ① 第2条(1)項の表彰は10年を経過した後の再度の表彰を妨げない。
- ② 第2条(2)項の表彰は5年を経過した後の再度の表彰を妨げない。